



2021年2月2日

投資信託新ファンド取扱開始のお知らせ

筑波銀行（頭取：生田 雅彦、本店：茨城県土浦市）は、2月3日より下記ファンドの取扱いを開始しますので、お知らせいたします。

記

1. 追加ファンド

ファンド名	One 円建て債券ファンド 2021-03 愛称：円結び 2021-03
ファンドの特色	<ol style="list-style-type: none"> 国内外の企業が発行する円建ての債券（劣後債等を含みます。）、円建てのソブリン債（国債、国際機関債、政府関係機関ならびに地方自治体が発行する債券）を主要投資対象とします。 <ul style="list-style-type: none"> 投資する債券は、取得時において BBB 格相当以上（BBB も含みます。）の格付けを取得している債券、もしくはそれらと同等の信用力を有すると判断される債券を投資対象とします。 主として、当ファンドの信託期間終了前に満期償還や繰上償還が見込まれる債券に投資します。 円建て債券のみに投資するため、為替変動リスクはありません。 信託期間が約 4 年 10 ヶ月の限定追加型の投資信託です。
委託会社	アセットマネジメント One

委託会社：商号等 アセットマネジメント One 株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 324 号
加入協会 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

2. 取扱店 全店
※つくばのGammaぐち支店（インターネット専業支店）を除く

3. 取扱開始日 2021年2月3日（水）
※ご購入のお申込みは 2021年3月5日（金）までとなります。

4. 商品概要 別紙「商品概要」を参照願います。

以上

報道機関のお問合せ先
筑波銀行 総合企画部広報室
TEL 029-859-8111

【投資信託をご購入される場合の留意点】

- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- 投資信託は、設定・運用を委託会社が行う商品です。
- 投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（株式、債券など）に投資しますので、市場環境等により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、元本・分配金は保証されているものではなく、基準価額の変動により損失を被り、投資元本を下回ることがあります。
- 当行でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。
- 投資信託のお取引に関しては、クーリング・オフの適用はありません。
- お申込みの際は、最新の「契約締結前交付書面（目論見書および補完書面）」を交付いたしますので、内容を十分お読みのうえ、ご自身でご判断ください。

商号等 株式会社筑波銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第 44 号
加入協会 日本証券業協会

商品概要

ファンド名	One円建て債券ファンド2021-03 愛称：円結び2021-03					
商品分類	追加型投信／内外／債券					
購入単位	10,000円以上1円単位（当初元本1口＝1円）					
購入価額	当初申込期間：1口当たり1円 継続申込期間：購入申込受付日の基準価額（基準価額は1万口当たりで表示しています。）					
換金単位	1円以上1円単位					
換金価額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額					
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。					
購入の申込期間	（当初申込期間）2021年2月3日から2021年2月26日まで （継続申込期間）2021年3月1日から2021年3月5日まで ※2021年3月6日以降、購入のお申込みの受付は行いません。					
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。					
換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。 ※当初申込期間中において、資金動向、投資対象市場環境等によっては、購入のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入のお申込みの受付を取り消し、当ファンドの設定を見送ることがあります。					
信託期間	2025年12月29日まで（2021年3月1日設定）					
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、繰上償還することがあります。 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 ・信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合 ・やむを得ない事情が発生した場合					
決算日	毎年12月29日（休業日の場合は翌営業日） ※初回決算日：2022年12月29日					
収益分配	運用による収益は、信託期間終了時まで信託財産中に留保し、信託期間中の分配は行いません。					
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。					
ファンドの費用						
●購入時						
購入時手数料	購入価額に、 0.55%（税抜0.5%） を乗じて得た額					
●換金時						
換金手数料	ありません。					
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。					
●保有期間中（信託財産から間接的にご負担いただきます。）						
運用管理費用 （信託報酬）	純資産総額に対して、年率0.363%～0.495%（税抜0.330%～0.450%） 信託報酬率は、ポートフォリオ構築完了日時点（※1）における、組入債券の平均最終利回り（年率）（※2）の水準に応じた次に掲げる率とし、委託会社のホームページで公表します。 ※1 投資対象債券の組入比率が信託財産の純資産総額の95%以上となり、委託会社がポートフォリオの構築が完了したと判断した時点 ※2 平均最終利回りとは、各組入債券の最終利回りを各購入金額で加重平均した値であり、最終利回りとは、債券を購入し満期償還または繰上償還まで保有した場合（※3）に得られる収益の債券購入金額に対する割合です。 ※3 繰上償還条項付債券（あらかじめ複数の時点で繰上償還できる条件が設定されている債券）の場合は、初回の繰上償還可能日を償還日とみなして算出します。					
	<内訳>					
		平均最終利回り（年率）	合計	うち委託会社	うち販売会社	うち受託会社
	(1) 1.0%以上の場合		0.450%	0.210%	0.210%	0.030%
			0.495%	0.231%	0.231%	0.033%
	(2) 0.7%以上1.0%未満の場合		0.390%	0.180%	0.180%	0.030%
			0.429%	0.198%	0.198%	0.033%
	(3) 0.7%未満の場合		0.330%	0.150%	0.150%	0.030%
			0.363%	0.165%	0.165%	0.033%
	※上段は税抜き、下段は税込み					
なお、設定日以降、ポートフォリオ構築完了日から起算して3営業日目までは、純資産総額に対して（3）の料率が適用されます。ポートフォリオ構築完了日に決定された信託報酬率は、信託期間を通じて変動することはありません。 上記の平均最終利回り（年率）は、信託報酬率を確定するために計算される、ポートフォリオ構築完了時点で組入れている債券の特性による数値基準であり、信託期間を通じた運用成果を示唆、あるいは信託財産の運用成果を保証するものではありません。						

その他費用・手数料	<p>その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none">・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料・信託事務の処理に要する諸費用・外国での資産の保管等に要する費用・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用等 <p>監査費用は毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等は都度ファンドから支払われます。</p> <p>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>
-----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------